



I 第97回 全国安全週間 がはじまります

準備期間：6月1日～6月30日

本週間：7月1日～7月7日

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間：令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン 危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



今年で97周年を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協賛して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上、死者は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や墮落といった労働者の作業行動に起因する死者は増加し続けており、死亡災害については転落・転倒などによる災害が依然として最も多い状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を順次推進することが必要であり、計画年度2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会



- (1) 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付
職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定
準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

第97回全国安全週間実施要項はこちら→

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001244582.pdf>



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html



中央労働災害防止協会（中災防）

<https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>



職場の安全サイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



熱中症予防

「暑熱順化」を進めましょう！

資料はこちら

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



II シリーズ 安全衛生クイズ ②「墜落防止対策」の巻



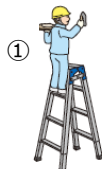
死亡災害で多いのは、「墜落災害」です。高い所での作業、昇り降りなどの際、必要な墜落防止措置を確実に講じましょう。

第1問 高所作業で墜落防止措置が必要な高さは？ ①高さ2m以上 ②高さ5m以上 ③高さ10m以上 (！安衛則518条)

第2問 作業床の端部の墜落防止措置で適切なのは？ ①手すり・囲いの設置 ②トラロープの設置 ③掲示するだけでよい (！安衛則519条)

第3問 天気予報では「強風」というのだが、納期が迫って忙しから高所作業を続けた。作業を中止するのは風速何メートル以上？ ①30m/秒以上 ②20m/秒以上 ③10m/秒以上 (！安衛則522条)

第4問 脚立の正しい使用方法はどっち？



脚立使用時のケガは意外に多いです。誰もが簡単に使用できますが、安全な使用方法を実践しましょう！

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！

Ⅲ 最大積載量 2 t 以上のトラックには「昇降設備」の設置等が必要に

これまで、最大積載荷重 5 t 以上の貨物自動車について「昇降設備の設置」「保護棒の着用」が義務付けられていましたが、労働安全衛生規則が改正され、**最大積載量 2 t 以上**の貨物自動車に昇降設備の設置義務等が拡充されました。

【労働安全衛生規則第 151 条の 67】

- 事業者は、**最大積載量が 2 トン以上**の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は**最大積載量が 2 トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。**

【解説】「令和 5 年 3 月 28 日 基発 0328 第 5 号」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7608&dataType=1&pageNo=1



※ 運送事業者のみに限らず、トラックを使用する**全ての事業者に適用**されます。

※ 保護帽は、型式検定に合格した「**墜落時保護用**」を使用する必要があります。最大積載荷重 5 t 以上に加え、最大積載荷重 2 t 以上 5 t 未満であって平ボディー車及びウイング車など「荷台の側面が構造上解放されているもの又は構造上解放できるもの」も保護帽の着用が義務付けられています。

リーフレットはこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則(以下「規則」といいます)が改正され「昇降設備の設置」「保護棒の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあまし

- 1 昇降設備の設置及び保護棒の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車に適用していましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車(平ボディー車、ウイング車)にも適用されることとなります(一部例外あり)。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務付けられます
テールゲートリフターの操作者に対し、学研教育 4 段階、教育費 2 段階の安全衛生に係る期間の履修を行うことが必要となります。
- 3 車に立寄らずに積む場合の措置が一部改正されます
車に立寄らずに積む作業(テールゲートリフターを使用しない場合)において、墜落防止措置が強化されます。なお、その他の墜落防止措置は従前の規定となります。

Ⅳ 騒音障害防止対策（騒音障害防止ガイドライン）

長期間にわたり騒音職場で仕事をしていると騒音性難聴を発症し、場合によっては生活に支障をきたすこともあります。

労働安全衛生規則では、強烈な騒音（等価騒音レベルが 90 デシベル以上）を発生する屋内作業場について、騒音発生場所であることの明示や騒音の伝ばの防止措置、耳栓等の保護具の使用などを義務付けて、また、「著しい騒音を発生する作業場（鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場など 8 つの作業場を規定）」について、作業環境測定（6 か月以内ごとに 1 回、等価騒音レベル測定）測定結果に基づく改善措置の実施などを義務付けています。

厚生労働省では、騒音による障害を防止するため、「騒音障害防止のためのガイドライン」を作成しています（令和 5 年 4 月改訂）。このガイドラインに沿って必要な対策を行いましょ。

関係通達など https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html

パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/001195349.pdf>



職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任 <input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定 <input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（80 dB）以上の場合、改善措置の実施 ※ <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3 年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用 ※ 等価騒音レベル 90db 以上や、85db 以上で手持ち動力工具を使用する場合などは必ず使用しよう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時又は配置換え時の健康診断（騒音）の実施 <input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施 ※ <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施 <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5 年間） <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の監督署への報告
衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理選任時の教育 <input type="checkbox"/> 労働者への教育

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可

Ⅴ 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収（重要！）

墜落制止用器具の規格（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認され、令和 6 年 4 月 5 日公表しました。

規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合には、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイトでの事実を公表しています。

これらの規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法の規定により、高所作業等の際に使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用が禁止されています。

厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に対し、注意喚起の通達を發出し、高所作業等を行う場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用するよう呼びかけています。

規格不適合のメーカー、型式など詳しくは、

厚生労働省ホームページをご覧ください。➡

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39470.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和 6 年 4 月 5 日

【照会先】

労働基準局安全衛生部安全課

課長 小沼 宏治

外国安全衛生機関検査官 鈴木 一聡（内線 5485）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3225

報道関係者 各位

規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください

※ 命を守るため、規格要件を満たしている製品を正しく着用しましょう！



VI 時間外労働・休日労働に関する協定の届出はお済ですか？

「残業」や「休日出勤」を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定（「36協定」といいます）の締結及び所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

令和6年4月から、建設業、医師、自動車運転者等も時間外労働上限規制が始まり、36協定の様式も大きく変わっておりますので、届出の際は様式のご確認をお願いいたします。新様式は岩手労働局ホームページをご覧ください。➡

https://site.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku/36kyoutei_00007.html



【36協定作成の留意点】

- ※ 時間外労働（休日労働を含まず）の上限は、原則として、**月45時間、年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。
- ※ 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合でも、**時間外労働は年720時間以内、時間外労働+休日労働は月100時間未満、2～6か月平均80時間以内**とする必要があります。さらに、「健康・福祉確保措置」「割増賃金率」を定める必要があります。
- ※ 原則である月45時間を超えることができるのは、**年6か月**までです。
- ※ 労働者の代表は、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者（管理監督者以外の者であること）を選任する必要がありますが、36協定届の**チェックボックスにチェック**する必要があります。



36協定届作成支援ツールをご利用ください（届出が可能な書面を作成することができます）。
「スタートアップ労働条件」 <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html> ➡

VII アルバイトを使用する前にご確認ください

学生・高校生等（高等専門学校、短期大学、専修学校、各種学校の学生を含む）をアルバイトとして雇用するにあたり、本文である学業に影響が及んでいる事例や「退職を申し出た学生に対し「ノルマ」や「罰金」を理由に辞めさせない」「後任を見つけないと辞めさせない」などの問題が発生しています。また、「準備時間や片付けは労働時間ではない」として、割増賃金を支払わないケースもあり、学生等をアルバイトとして雇用するに当たり、適切な労務管理を行いましょ。

【アルバイトを雇う際に確認するポイント】

- ① アルバイトでも労働基準法が適用されます。
- ② シフト制で就労させる場合に留意してください。
- ③ バイト代は、毎月、あらかじめ決められた日に、全額支払う必要があります。
- ④ アルバイトでも、残業手当を支払う必要があります。
- ⑤ アルバイトでも、一定の条件を満たせば、有給休暇を与える必要があります。
- ⑥ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
- ⑦ アルバイトでも、会社が自分の都合で自由に解雇することはできません。



トを雇う前に知っておきたいポイント

募り前に知っておきたいポイント

アルバイトをめぐるトラブルについて

（高等専門学校、短期大学、専修学校、各種学校の学生を含む、以下同じ）のアルバイトが社会的に大きな課題となっています。

がである学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な取組が求められるところ、アルバイトが、

した以上のシフトを入れる

シフト変更を希望する

など



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

VIII 労働基準法 よくある相談 ① 年次有給休暇

「正社員以外のパートやアルバイトには年次有給休暇が無いと言われた。」「うちは10人以下の小さな会社だから就業規則も無いし年次有給休暇も無いと言われた。」「年次有給休暇を取った分は賃金が引かれる。」など年次有給休暇にまつわる相談が多いです。

法的には... 相談のような会社の対応は全て誤りで、労働基準法第39条に違反するものとなります。

- 労働基準法第39条では、「使用者は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。」と定めています。

週5日以上又は週30時間以上の労働者	勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
	付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(注) 2019年4月1日から、「年10日以上付与」される労働者は、そのうち5日の取得（使用者の時期指定）が義務付けられています。また、「年次有給休暇管理簿」の作成、3年間の保存が義務付けられています。

- 同法39条は、全ての労働者にも適用されますので、「パート・アルバイト」という名称にかかわらず、また、「10人以下だから」など事業規模による例外はなく、労働者が一人でもいれば適用されます。年次有給休暇の請求による不利益取扱いも違法です。
- 「比例付与」といって、週の所定労働日数が4日以下、かつ、週の所定労働時間数が30時間未満の労働者については、週の所定労働日数に応じて付与日数が以下のとおり決まっています。※フルタイムパートなど社員と同様の働き方の場合は、上の表が適用されます。

週4日以下又は週30時間以下の労働者 (比例付与)	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	勤続年数							
				0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	
	4日	169日～216日		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
	3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
	2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
	1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

年次有給休暇に関して疑問がある場合は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



Ⅸ 賃金引上げのため「業務改善助成金」を活用しませんか？

令和6年度「業務改善助成金」の一部変更があります。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで※
4. 賃金引上げ方法	事業場内最低賃金の引上げは1回のみ（複数回の引上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
賃金要件	引き続き実施	引き続き実施
生産量要件	引き続き実施	令和5年度限り
物価高騰等要件	引き続き実施	引き続き実施
車・PCなど	引き続き実施	引き続き実施

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html



令和6年度版

賃金引上げを考えると業務改善助成金を活用しませんか？

どのような助成金？

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内でも最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大90%
最大600万円
申請締切 **R6/12/27**

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。

要件を確認

- 1 中小企業（企業単位）である
- 2 事業場内の最も低い賃金（時給換算）が地域別最低賃金～50円の範囲内
- 3 従業員の時給を30円以上引き上げたい。
- 4 生産性向上を図るような設備投資をこれからしたいと考えている。
- 5 助成金の利用を今後予定している。

ご相談前に確認いただきたいポイント

- ① 事業場内で一番低い時給（月給・日給の場合は時給換算）が893～943円の範囲内ですか。
- ② その時給には手当（資格手当や役職手当等）が含まれていますか。
- ③ この労働者の賃金を①②③④を引上げる予定ですか。
- ④ どのような設備投資等を考えていますか。
- ⑤ それは交付要綱別表第4と交付要領別紙4で助成対象になっていますか。
- ⑥ 交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■ お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ **0120-366-440**
受付時間▶平日午前8:30～午後5:15

■ 申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F
TEL 019-604-3010

Ⅹ 安全衛生に関する補助金のご案内

安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚生労働省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！

積載形トラッククレーン
滑り止め防止装置

油圧ショベル
監視モニター 減速・停止装置

ホイールローダー
監視モニター 減速・停止装置

安全装置を取り付けると
(1機あたり) 最大100万円の補助金を受けられます!!

① 対象となる申請者
● 中小企業等であること ● 建設業許可を取得していること

② 補助金交付額
1機あたりの上限 **100万円**
同一申請者の年度内申請上限 **500万円**

Web登録期間
令和6年 **4月10日**～
令和7年 **1月24日**まで

購入・改修後の申請は対象外となります。

問い合わせ先 **建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター**
☎03-6275-1085
9:00～12:00 / 13:00～16:30（土日祝日を除く）

詳しくは、建災防ホームページをご覧ください。
<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

Ⅺ 労働保険年度更新はお早めに

令和6年度労働保険の年度更新期間は
6月3日（月）～7月10日（水）です。

安心して働きたい！

令和6年度 申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

（労災保険・雇用保険）

6.3月～7.10水

● 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。● 口座振替による納付が便利です。
● 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)

安全衛生クイズの答え 問1：① 問2：① 問3：③ 問4：① 脚立は安全に使用しましょう！

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
岩手労働局 花巻労働基準監督署